

Ⅱ 活用方法

福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適応した選定が重要である。このため、介護支援専門員は利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を踏まえた適切なケアマネジメントにより、必要な支援内容を多職種協働による検討を通じて決定を行いその支援の手段の一つとして福祉用具の活用を居宅サービス計画に位置づける。

また、福祉用具専門相談員においては、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境、居宅サービス計画に位置づけられた福祉用具が必要な理由を踏まえ、福祉用具を利用する目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画を作成し、利用者・家族の同意を得て、介護支援専門員に交付し、福祉用具を利用者に提供する。なお、福祉用具が安全に利用されるために、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行う必要がある。更に、利用者に実際に当該福祉用具を使用しながら使用方法の指導を行うことも重要である。

介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置づける場合及び現に福祉用具を使用している場合は、本判断基準の活用を図るとともに、「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」及び「留意点」に該当している場合、サービス担当者会議その他の機会を通じて、福祉用具に関わる専門職から、専門的見地からの意見を求め、その妥当性について検討した上で、自立支援に資する居宅サービス計画の作成・見直しを行うこと。また、利用者の状態悪化や事故を防止するために、福祉用具に関わる専門職と留意点を共有し、適切に使用されているか等、定期的に使用状況の確認を行うことが必要である。

福祉用具専門相談員をはじめ当該利用者に関わる福祉用具の専門職は、本判断基準に示された「留意点」や「参考情報」を参照しつつ、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、安全に使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言やサービス提供を行うことを期待する。

なお、本判断基準は、介護支援専門員や福祉用具専門相談員及び介護保険サービス関係者に対し、福祉用具に関する研修等において積極的に活用されることや、自治体において福祉用具の給付に関する検討の際に参照されること、地域ケア会議においても福祉用具に関する事例を取り上げる際には、可能な限りリハビリテーション専門職（以下「リハ専門職」という。）が参加し、課題の共有や気づきを促す際に活用されることが望ましい。

【本判断基準の見方】

福祉用具の種目（品目）毎に、「福祉用具の解説」「使用が想定しにくい状態像」「使用が想定しにくい要介護度」「留意点」※を記載している。また、一部の福祉用具については、「事故防止に関する注意喚起」「併用して使用することが想定しにくい福祉用具」を記載している。

※「（４）特殊寝台付属品（４-６）介助用ベルト」については、「留意点」の記載はない。

<記載例>

(1)車いす (1-2)普通型電動車いす

福祉用具の解説（目的、種類、給付対象となる範囲等）を記載

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。

①自操用標準形、②自操用ハンドル形、③自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるもの。なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて自走用標準型車いす又は介助用標準型に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあること・・・

使用が想定しにくい状態像を認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載

使用が想定しにくい状態像

☐ 歩行：つかまらないでできる

☐ 短期記憶：できない

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

福祉用具の特性から使用が想定しにくい要介護度状態区分を記載

使用が想定しにくい要介護度

☐ 要支援１・２、要介護１（※）

☐ 要介護５

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援１・２」「要介護１」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護５」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護１の者に対する福祉用具貸与について（P5・6）を参照

<記載例（続き）>

留意点

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

⋮

種目の選定において踏まえるべき点を5つの視点（利用目的、利用者、介護者、住環境、他の福祉用具）から記載

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例を記載

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 自走用標準型車いすと同様
- ・ 上肢機能が低下し、安全に操作できない場合

利用者の状態悪化や事故等を防止するための留意点を記載

自立を阻害しないための留意について

- ・ 自走用ハンドル形電動車いすについては、重大製品事故が報告されていることから、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、・・・

重大事故情報や省庁等から発出されている注意喚起を記載

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、・・・

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
・・・

（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について

本判断基準では、福祉用具の種目別に「使用が想定しにくい要介護度」を示しているが、要支援・要介護1の者（軽度者）に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外である。ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、または、市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能である。

＜軽度者が原則給付対象外となる福祉用具＞

- ・車いす（付属品含む） ・特殊寝台（付属品含む） ・床ずれ防止用具 ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- ・自動排泄処理装置

（※）自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く）については、要介護2及び要介護3の者も、原則給付の対象外。

要介護認定における基本調査結果に基づく判断

○要介護認定における基本調査結果に基づき、別表のとおり要否を判断する。ただし別表の、

- ・1（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」
- ・2（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。（※）

（※）判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行う。

市町村による判断

○次のi) からiii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等で確認し、その要否を判断する。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当

（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる

（例 がん末期の急速な状態悪化）

iii) 疾病その他の原因により、身体の重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる

（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾病による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

(別表) 軽度者に対する福祉用具貸与の判断について

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3. できない」 (該当する基本調査結果なし)
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
4 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「4. 全介助」以外
5 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8「3. できない」 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (該当する基本調査結果なし)
6 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」 2-1「4. 全介助」

(出所) 厚生労働省基礎資料を基に作成